

## 憲法9条の精神で地球平和憲章を！

堀尾輝久（9条地球憲章の会代表）2020.10.14

私たち9条地球憲章の会は、安倍政権が改憲へ向けて、集団的自衛権を認め、安保安法制を強行したその危機意識のなかで発足しました。呼びかけ人には法学者や教育関係者とともに、美術や音楽関係者、そして市民も多いのです。

私たちの会は今年6月に、憲法前文と9条の理念を深め発展させることを願って、<9条の精神に基づいて核兵器はもとより、いっさいの武力と暴力を排し、世界のすべての人びとが、尊厳を持った人間として、持続可能な地球環境の下で、平和に生きる権利の実現をめざす>「地球平和憲章」（日本発モデル案）を纏め、内外に公表しました。

私たちは9条を守るためには、9条を世界に広げてこそ、守ることもできると考えています。

1) 私たちの憲法は、前文で世界の全ての人々が「平和のうちに生存する権利」があることを認め、9条の戦争放棄と非武装の思想を世界に広めることを、「崇高な使命」とし、それへむけての不断の努力をすることを世界に向けて宣言したものだとして理解しています。

2) 同時にそれはアジア2000万人の人々への残虐・非道な加害に対しての、謝罪と反省の誓いでもありました。<アジアの人たちはそのように理解し、許したのだ。日本の再軍備と改憲はだれも望んでいない>というのがその率直な声なのです。

3) さらに私たちはこの憲法が度重なる世界的な戦乱のなかで培われた平和思想の流れに沿い、とりわけ一次世界大戦の後の戦争を違法とする思想運動に繋がっていると考えています。戦争のおぞましさを知った人々のなから、戦争には正義・不正義の区別なく、すべて悪であり、違法だという広範な市民の運動がアメリカから広がり、不戦条約（1928）を創りだす支えになりました。

4) 第二次世界大戦と無差別爆撃、さらに原爆の出現は戦争が人道に反することを決定づけるものでした。

5) 密かに9条をマッカーサーに提案した幣原喜重郎（首相）は、まさにそのような歴史状況のなかで決断、発意したのであり、日本を丸腰にするためにマッカーサーが押し付けたという俗論は、いわばフェイクに他なりません。

6) さらに、第二次世界大戦の終結と国際連合の成立は、帝国主義と植民地支配の時代の終焉と平和と人権と共生を理念とする新しい時代、人類と地球の新たな発見に基づく「地球時代」の開幕を示すものでした。国連決議の第一号が核兵器の全面禁止であったことはその象徴的出来事でもあったのです。日本の憲法は国連憲章に先行して誕生し、国連憲章と響き合い、その理念はさらにその先を行くものです。現代を地球時代として捉えれば、その非戦・非武装・非暴力の理念は一層輝いてくるのです。

7) 更にコロナのパンデミックを通して、世界の貧困と人権格差が顕わになってきました。人類の連帯と協調が求められている時に、国レベルの軍拡競争、そしてワクチン買い取り競争などは、国連事務総長やWHO事務局長が警告しているように、それは人類的視点から許し難い

ことです。

コロナの脅威を前にして、私たちは「地球時代」における共生の視点、とりわけ自然と人間の共生の視点の重要性についていっそうの確信を深め、「地球平和憲章」案でもその視点を強調しました。「平和に生きる権利」の意味を、気候変動危機と新型コロナウイルスのパンデミックをも視野に深めることで、新自由主義的経済格差拡大のグローバリゼーションに抗う全人類的な新たな協同や連帯の課題が一層はっきりと見えてきたと思っています。世界のすべての人々の平和に生きる権利を宣言したわが憲法は、ここでも「世界の宝」なのです

私たちの試みは人類と地球環境の危機に対峙する地球平和憲章を創ろうという世界への呼びかけであり、そのことがまた、9条の理念を世界にひろげ、現に危機にある9条を守る力にもなると考えています。

憲章案の構成は前文と理念・原理、それを実現させるための方策から成っています。構成は単純に、文章は分かりやすく心がけました。

## 地球平和憲章（日本発モデル案）

—地球時代の視点からの9条理念の発展—

大宇宙の星の一つ この地球の上でなぜ争いは絶えず いつまで戦争を続けるのか

### I 前文

- 1) 人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと
- 2) 地球時代の視点から
- 3) 日本からの発信

### II-1 理念と原理

- 1) 非戦 2) 非武装 3) 非核 4) 非暴力 5) 平和に生きる権利

### II-2 人類の夢を実現するために

- 1) 平和の文化と教育 2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形成

HP : <https://www.9peacecharter.org>)

Mail : 9.globalpeace@gmail.com